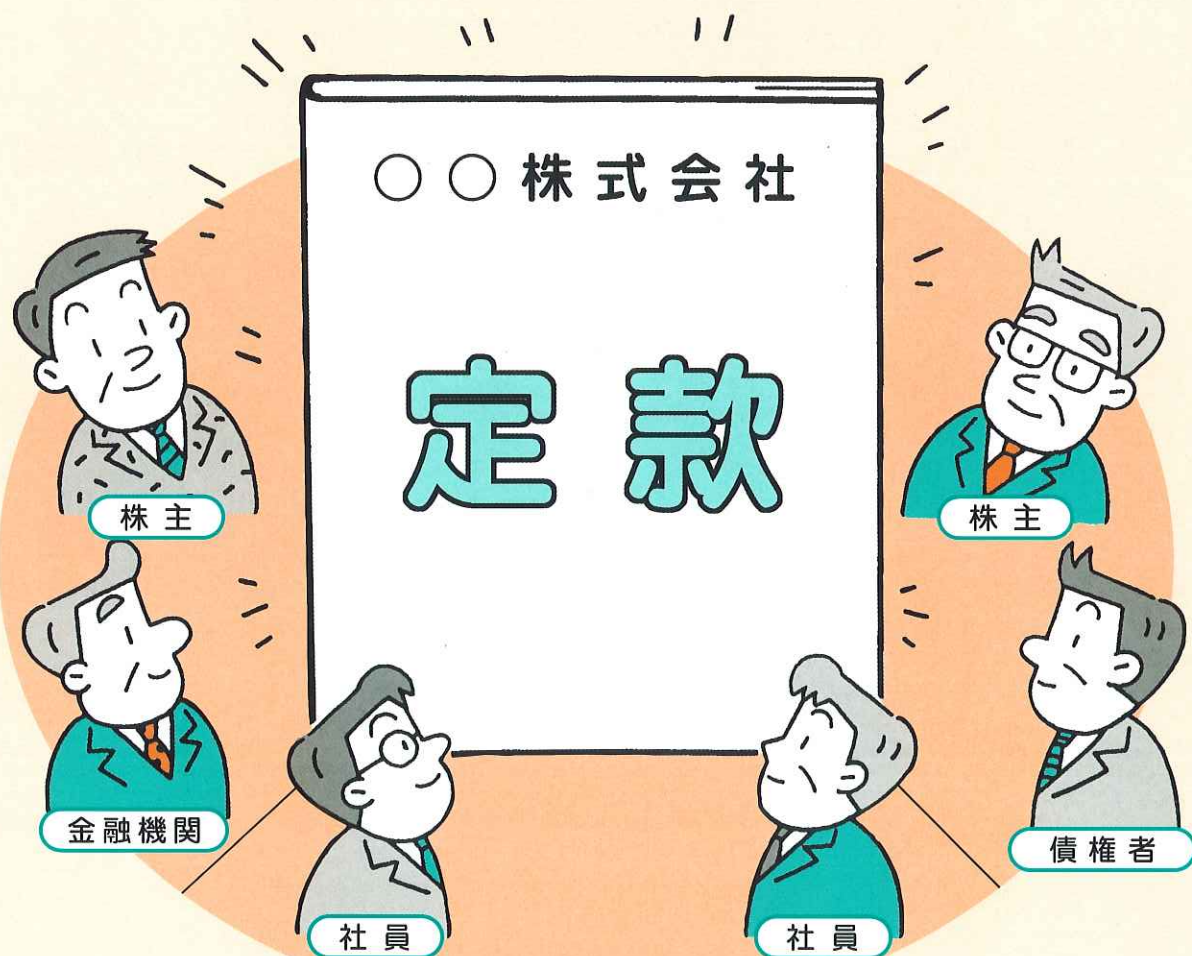


中小企業(非公開会社)のための

Q&A

定款・登記 チェック事項



税理士法人 優 和

〒108-0014 東京都港区芝4丁目4番5号三田KMビル2階

URL <http://www.yu-wa.jp/>

はじめに

日々の経営に追われる多くの中小企業にとって、あまり注意を払うことが少なかった会社の「定款」に対する関心がいま急速に高まっています。

その理由は、平成18年5月から会社法が施行されたことによって、定款に記載すれば、会社が選べる制度等の選択肢が大幅に増えたことにあります。たとえば従来義務づけられていた、取締役会の設置が任意になったことなどは、その代表例です。このように個々の会社が選べる範囲が拡大したことを、「定款自治の拡充」と言っています。

しかし、このような定款の活用範囲の拡大に目を向ける前に、まず自社の定款がどうなっているかを確認することが、多くの中小企業のとるべき最初の行動だと思われます。

その理由は、特に整備法において、現在の定款の記載事項を、別の言葉に読み替える「みなし規定」や、登記事項の自動的な変更が行われたことによって、自社の定款の本当の姿が非常に分かりにくくなってしまったからです。この点をまずクリアすることこそ、定款活用の第一歩と言えるでしょう。

本冊子は、中小の非公開会社(株式譲渡制限を定めている既存の会社)を対象に、定款とこれに密接に関係する登記事項について最低限チェックしておきたい事項を整理しています。

貴社の定款見直しの際に参考資料としてご活用いただければ幸いです。

平成18年9月吉日

目次

I

定款とは？

- Q 1: そもそも定款は何のためにあるのですか？ 1
- Q 2: 定款には、どんな法律上の決まりがあるのですか？ 1
- Q 3: 定款には必ず記載すべき事項とそうでない事項があるそうですが？ 2
- Q 4: 会社を設立するときには、定款提出の義務があるのですか？ 3
- Q 5: 定款の保存・管理はどのようにすればよいのですか？ 4
- Q 6: 定款を変更するにはどんな手続きが必要ですか。
登記変更についても教えてください。 4
- Q 7: 定款を紛失したときは、どうしたらよいのですか？ 5
 - ①定款紛失対応チェックシート 5

II

特例有限会社の定款チェック手順

- Q 8: 私は2代目で、定款を見たこともなく、内容も知りません。 6
 - ②特例有限会社の定款チェックシート 6
 - ・特例有限会社のみなし規定一覧・みなし規定の開示書面 8
 - ・特例有限会社の定款変更例 9
- Q 9: みなし規定に従って登記事項が自動的に変更されると聞きましたが？ 11
- Q 10: 特例有限会社から株式会社に移行しようと思います。 12

III

中小の株式会社の定款チェック手順

- Q 11: 定款について最低限チェックしておいたほうがよいことは？ 13
 - ③中小の株式会社(既存の非公開会社)の定款チェックシート 13
 - ・中小の株式会社のみなし規定一覧 16
 - ・みなし規定の開示書面 17
 - ・中小の株式会社(非公開会社)の定款変更例 18
- Q 12: みなし規定に従って登記事項が自動的に変更されると聞きましたが？ 20
 - ④定款チェックこれだけシート 21

*なお本冊子は会計事務所から関与先企業に配布されることを想定して作成されたものですが、定款変更に伴う登記申請業務は、司法書士の業務であることを付記いたします。

I

定款とは？

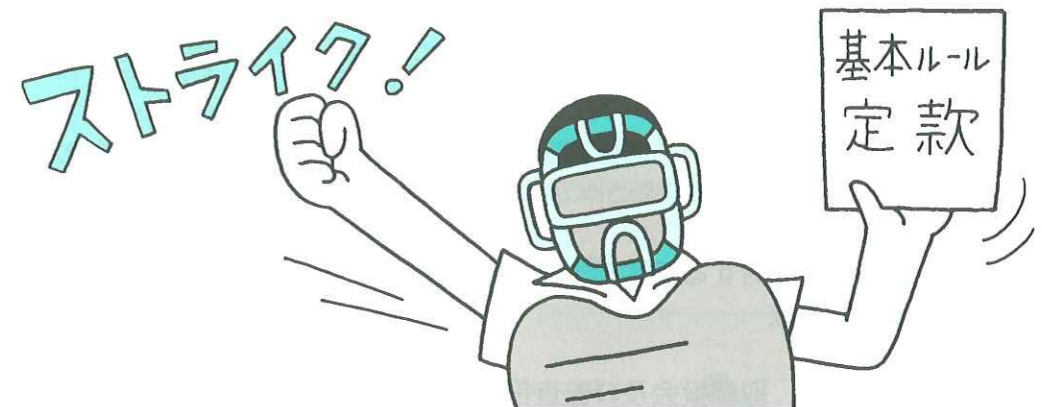
定款の基礎知識

Q 1 そもそも定款は何のためにあるのですか？

A 1 定款とは、会社の目的・組織・活動など、会社のあり方に関する根本ルールを明記したもので、その会社の基本的業務や運営ルールなどを会社の内外に明確に示すものです。

一般的に言われる定款の目的は次のとおりです。

- ①会社を運営し、会社の財産を確保するためには、根本ルールが必要なため
- ②利害関係者(株主や債権者等)が、その会社が決められたルールに従って活動しているかどうかをチェックするため



定款の基礎知識

Q 2 定款には、どんな法律上の決まりがあるのですか？

A 2 最も基本的な決まりは次のとおりです。

- ①会社の設立登記の際には、公証人の認証を受けた定款(原始定款)を添付しなければならない。
- ②定款の形態は、書面でも、電磁的記録(電子データ)でもよい
- ③定款の記載事項には、絶対的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項の3つがある。
- ④定款は、会社の本店と支店に備置され、株主・会社債権者は、営業時間内であれば、その閲覧・謄写を求められる。
- ⑤定款の変更には、原則として株主総会の特別決議が必要。

以上の他にも様々な定めがあります。特に平成18年5月から施行された「会社法」とその整備法によって、定款に関して様々な法律改正が行われました。(第II・第三章参照)

定款の記載事項

Q 3 定款には必ず記載すべき事項とそうでない事項があるそうですが？

A 3 絶対的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項の3つがあります。会社法によって、このうち相対的記載事項の項目が増えました。

絶対的記載事項 — 必須の記載事項。これを欠くと定款自体が無効になる。

- ① 目的
- ② 商号
- ③ 本店の所在地
- ④ 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額
- ⑤ 発起人の氏名又は名称及び住所

(注) 発行可能株式総数(会社が発行する株式の総数)は原始定款に記載されていなくてもよいが、設立登記申請までに定める必要がある。

相対的記載事項 — 記載を欠いても定款は有効だが記載しなければ効力が生じない事項

- ① 変態設立事項
- ② 全部の株式についての譲渡制限、取得請求権付又は取得条項付の定め
- ③ 種類株式の発行
- ④ 株式名簿管理人
- ⑤ 相続人等に対する売渡請求
- ⑥ 単元株式数
- ⑦ 株券発行
- ⑧ 株主総会、取締役会及び監査役会招集通知期間短縮
- ⑨ 取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人及び委員会の設置
- ⑩ 取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人の責任免除
- ⑪ 社外取締役、会計参与、社外監査人及び会計監査人の責任限定契約
- ⑫ 取締役設置会社における中間配当の定め その他

任意的記載事項 — 絶対的記載事項及び相対的記載事項以外の事項。一度、定款に定めれば実行しないと定款違反となる。また変更時には定款変更手続きが必要になる

- (1) 株式について
 - ① 株式名簿の基準日
 - ② 株券の再発行手続き等
- (2) 株主総会について
 - ① 定時株主総会の開催時期
 - ② 株主総会の議長
 - ③ 議決権の代理行使
- (3) 株主総会以外の機関について
 - ① 取締役、監査役の員数
 - ② 代表取締役、役付役員
 - ③ 取締役会の招集権者
- (4) 年度について
 - ① 事業年度
- (5) 公告について
 - ① 公告の方法(別段の定めがなければ官報に掲載する方法)

設立登記時に原始定款添付

Q 4 会社を設立するときには、定款提出の義務があるのですか？

A 4 会社を設立する際には、最寄りの登記所に商号や本店所在地等を明記した「設立登記申請書」を提出しなければなりません。その際に公証人の認証を受けた定款(原始定款)を添付することが義務づけられています。

「設立登記申請書」による登記事項

中小の非公開会社(取締役会、監査役設置会社)の登記事項

- ① 目的(目的の具体性は緩和された)
- ② 商号(類似商号の規制緩和、同一商号で同一場所の場合だけ登記できない)
*同一場所に同一の商号の会社があるかどうか「法務局の商号調査簿等」で調べる必要がある。また、「不正競争防止法」により、商号使用の差し止めや損害賠償を請求されるおそれがあるので注意が必要。
- ③ 本店の所在場所
- ④ 資本金の額
- ⑤ 発行可能株式総数
- ⑥ 発行する株式の内容(普通株式等の種類、譲渡制限付株式かどうかなど)
- ⑦ 発行済株式の総数
- ⑧ 取締役の氏名(取締役の任期を確認)
- ⑨ 代表取締役の氏名及び住所(取締役の任期と連動)
- ⑩ 取締役会設置会社である旨
- ⑪ 監査役設置会社である旨及び監査役の氏名



電磁的記録による作成もOK

定款の作成方法は、文書だけでなく、電磁的記録による作成も認められています。その場合は、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる電子署名が必要です。電磁記録による作成のメリットは、保存資料として劣化しないことです。

また、書面で作成するときは、印紙代4万円が必要ですが、電磁記録の場合、印紙代は不要です。ただし、電子証明書の取得や、ソフトウェアの購入等の費用がかかります。

定款の備置・閲覧

Q 5 定款の保存・管理はどのようにすればよいのですか？

A 5 定款は本店所在地と支店所在地に備え付けておき、会社の営業時間内に株主・債権者(金融機関・取引先等)から閲覧や複写の要請があればこれに応じることが法律で義務づけられています。

設立時に公証人の認証を得た原始定款はもちろん、その後に定款を変更している場合には最新の定款を、社内の管理責任者を明確にし、ファイル等に綴じて金庫等に保存しましょう。各種許認可等を申請する場合、定款の写しを提出する場合がありますが、そのたびに原本からコピーすると、紛失の原因になりかねないので、複製を1部作成しておき、コピー用として活用するのも一案です。

定款変更の手続き

Q 6 定款を変更するにはどんな手続きが必要ですか。登記変更についても教えてください。

A 6 定款を変更するには、株主総会(定時又は臨時)において、変更内容について決議を受けなければ、法律的には定款を変更したことはありません。株主総会において、登記事項に関する定款変更の決議(特別決議)をした場合には、すみやかに登記申請をします。

(注) 株主総会の決議には、「普通決議」・「特別決議」・「特殊決議」等がありますが、定款の変更の場合には、原則として、特別決議が必要です。

特別決議(309条2項)とは

株式会社の場合、定款で特段の定めを置かない限り、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が株主総会に出席し、その株主の議決権の3分2以上の同意が必要

<登記変更の手続き>

上記の変更内容を株主総会(一部取締役会を含む)で決議(原則は特別決議)後、議事録を作成し、本店所在地を管轄する法務局に会社の代表者または代理人が申請します。必要な資料等は次のとおりです。(書面申請の場合)

- ① 議事録
- ② 添付資料(印鑑証明書、各種証明書、定款の写し等)
- ③ 登録免許税(変更内容によって金額は違う)
- ④ 変更登記申請書

登記不要事項を変更したときは株主総会議事録を作成し(取締役会非設置会社も必要)会社で保存し、定款原本を修正しておきましょう。

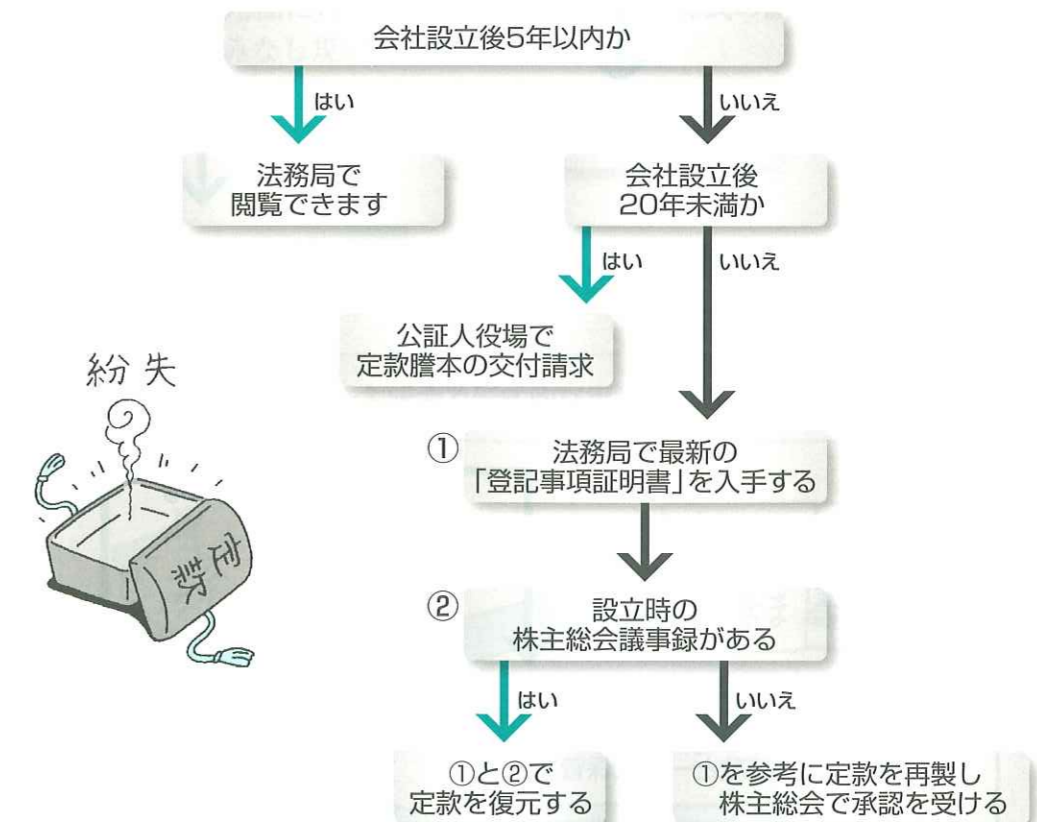
定款を紛失した!!

Q 7 定款を紛失したときは、どうしたらよいのですか？

A 7 会社設立後20年を経過していなければ、再交付を受けることが可能です。20年を越えた場合でも定款を復元する方法があります。

- ① 会社設立後5年以内ならば、設立時の登記申請書・定款の写しを管轄法務局で閲覧できます。
- ② 会社設立後20年を経過していなければ、設立時に定款の認証を受けた公証人役場で定款謄本の交付請求を受けられます。
- ③ ①、②に該当しない場合は、設立以後の登記変更も盛り込んだ最新の「登記事項証明書」を管轄法務局で請求し登記事項を確認します。
- ④ さらに登記事項以外の定款記載事項を確認するために、過去の株主総会議事録を探して確認し、定款を復元します。
- ⑤ 株主総会議事録が残っていない場合は③を参考に、定款を再製して株主総会の特別決議で承認を受ける必要があります。

① 定款紛失対応チェックシート

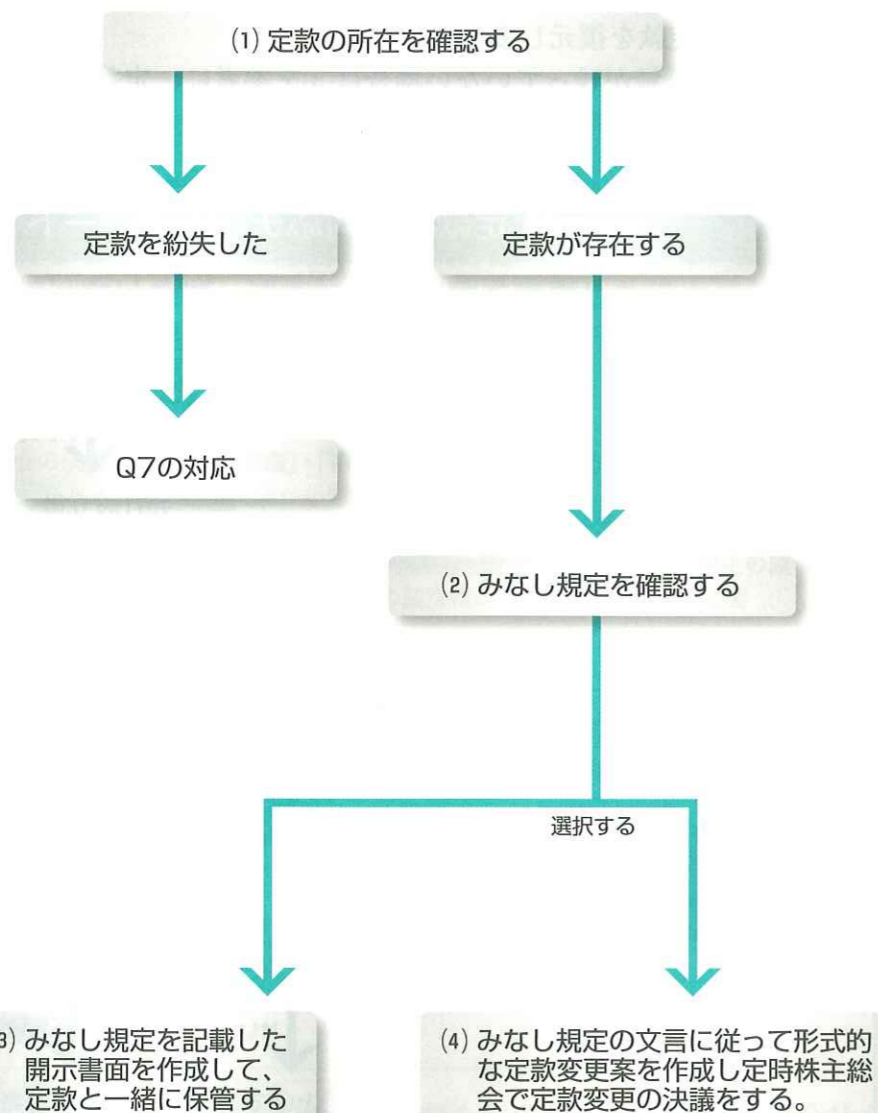


定款のチェックポイント

Q 8 当社は特例有限会社です。私は2代目で、定款を見たこともなく、内容も知りません。これからは定款が大事だと聞いたので、きちんとして思うのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 8 定款を次の手順でチェックしてみましょう。

② 特例有限会社の定款チェックシート



特例有限会社の定款チェックの手順

まず定款の所在を確認しましょう。所在が確認できたら、特例有限会社の「みなし規定」を確認します。続いて自社に適用される事項を別紙に書き出した開示書面を作成するか、「みなし規定」に従って株主総会において定款変更決議を行うかを選択します。

(注)みなし規定……会社法の整備法では「定款に定めがあるものとみなされる事項」が定められていて、本来多数の会社が定款変更すべきところを、読み替えによって事務負担等を軽減しようとする措置です。

チェックの手順

(1) 定款の所在を確認する

設立後定款変更をしていなければ原始定款の所在を、定款変更をしている場合は、最新の定款の所在を確認します。中小企業の中には、様々な理由で定款を紛失している会社もあるようです。(定款紛失の場合は、Q7の対応を参照)。

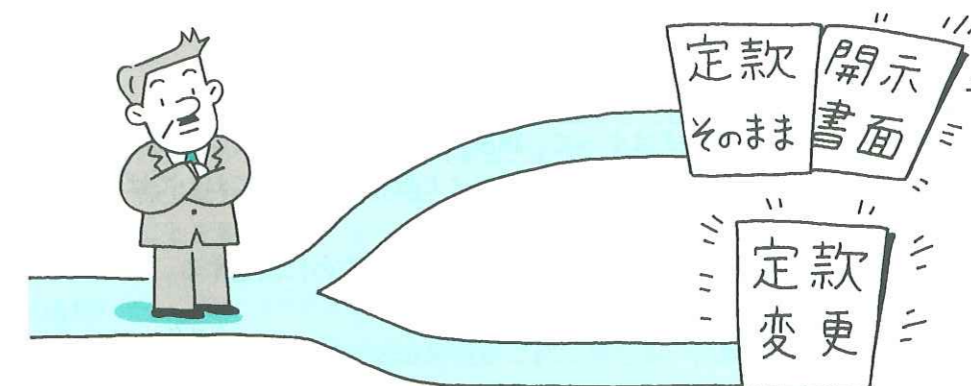
(2) 「みなし規定」を確認する

定款上の有限会社特有の用語は、会社法の整備法に定められた「みなし規定」によって、すべて読み替えられることになります。例えば有限会社の「社員総会」は「株主総会」となります。用語だけではなく、公告方法や、株式の譲渡制限などについて、特例有限会社に特有のみなし規定があります。

(3)(4) のどちらかを選択する

(3) みなし規定を明記した開示用書面を作成し定款とともに保管する

(4) みなし規定の文言に従って株主総会で形式的な定款変更を行う



特例有限会社のみなし規定一覧

- ① 特例有限会社の発行可能株式の総数は、旧有限会社の資本の総額を、旧有限会社の出資一口の金額で除した数になる。
- ② 定款に、発行する全部の株式について譲渡制限の定めがあるものとみなす。
株主間の譲渡については、会社が承認したものとみなす旨の定めがあるとみなす。
- ③ 旧有限会社の社員名簿を、特例有限会社の株主名簿とみなす。
- ④ 公告方法について定めがないときは、「官報に掲載する」とみなされる。
(公告方法の記載が定款の「任意的記載事項」となった)。
・ここでいう公告は組織再編等の法定公告を指します。計算書類を開示する決算公告については、特例有限会社は不要とされています。

用語の読みかえ	旧有限会社	社員	持分	出資一口
	特例有限会社	株主	株式	一株

※用語の読みかえについては、定款変更の特別決議が必要とする意見と不要とする解釈がありますが、他の変更事項とともに一括して変更することをお勧めします。

(4) みなし規定の開示書面を作成する。

会社法では、株主や債権者から定款の閲覧・謄写等の請求があったときは、みなし規定による追加・修正・抹消事項を記載した書面を開示する必要があると規定されています。

そのために、みなし事項を記載した開示用の書面を作成して、定款とともに保管しておく必要があります。

*監査役を置く定めがある場合のモデル

みなし規定の開示書面

(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条に基づく書面)

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の規定により、当会社の定款に定めがあるものとみなされる事項は以下のとおりです。

- 1. 「社員」は「株主」、「持分」は「株式」、「出資1口」は「1株」と記載されているものとみなす。
- 2. 当会社の発行可能株式総数は、〇〇株とする。
- 3. 当会社の発行する株式はすべて、譲渡による取得について当会社の承認を要する。
- 4. 当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には、前項の承認があったものとみなす。
- 5. 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

会社名 _____
代表取締役名 _____

(5) みなし規定にあわせて形式的な定款変更を行う

特例有限会社の定款変更のサンプルを以下に示します。

特例有限会社の定款変更例 (太字は変更箇所)

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、有限会社〇〇〇〇と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

- 1. 〇〇〇
- 2. 〇〇〇
- 3. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を〇〇県〇〇市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、〇〇株とする。 資本の総額÷出資1口の金額

(株式の譲渡制限)

第6条 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。
当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には、当会社が承認したものとみなす。

(株券の不発行に関する定め)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

第3章 株主総会

(招集)

第8条 当会社の株主総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、必要に応じて臨時総会を開催するものとする。

- II 株主総会を招集するには、会日より5日前に、株主に対してその通知を発することを要す。

(議長)

第9条 株主総会の議長は代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは他の取締役がこれに代わる。